

両用品目および技術輸出入許可証管理目録（2022年12月改正）の概要  
および注意事項

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報  
専門家による政策解説～

2023年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

海外調査部

**【免責条項】**

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。  
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

「両用品目および技術輸出入許可証管理目録（改正版）」（以下、「両用品目目録」）が 2022 年 12 月 30 日に商務部と税関総署から公布され、2023 年 1 月 1 日に施行されました。

「両用品目目録」は、2021 年末に公布された同目録の内容を一部更新したものです。

「両用品目目録」は、「中華人民共和国輸出管理法」（全国人民代表大会常務委員会から 2020 年 10 月 17 日公布、2020 年 12 月 1 日施行。以下、「輸出管理法」）ならびに「両用品目および技術輸出入許可証管理弁法」（商務部と税関総署から 2005 年 12 月 31 日公布、2006 年 1 月 1 日施行）等の法令に基づき制定されたものであり、両用品目とは、民生・軍事の 2 つの用途を有し、または軍事的潜在力の向上に資する貨物、技術およびサービスであって、大量破壊兵器およびその運搬機器の設計、開発、生産もしくは使用に用いることができるものをいいます。両用品目の輸出入を行う場合、法に基づき関係主管機関（2023 年 2 月時点では商務部）の許可を受けることが義務付けられています。本稿では、「両用品目目録」の主な内容、輸出管理体制および今回の改正点について解説します。

## 1. 「両用品目目録」および中国の管理体制

### (1) 「両用品目目録」の構成要素

「両用品目目録」は、「両用品目および技術輸入許可証管理目録」（以下、「両用品目輸入目録」）と「両用品目および技術輸出許可証管理目録」（以下、「両用品目輸出目録」）の 2 件の目録からなります。目録には核や生物、化学、ミサイル等のセンシティブ品目が含まれ、それに対応する税関 HS コードも記されています。

「輸出管理法」施行後、「両用品目目録」は、2021 年版、2022 年版、現行の 2023 年版と毎年更新されていますが、構成上大きな変更はありません。「両用品目輸入目録」は次の 4 つのリストから構成されます（カッコ内は掲載品目数）。

- ・ 規制化学品管理条例規制目録に掲載される品目（74 品目）
- ・ 毒物製造転用可能化学品（54 品目）
- ・ 放射性同位体（10 品目）
- ・ 商用暗号輸入許可リスト（4 品目）

「両用品目輸出目録」には、次の 11 のリストから構成されます。太字で表示したリストは、今回の改正で変更があった品目が含まれます（カッコ内は掲載品目の数）。

- ・ **核輸出管理リストに掲載される品目および技術（159 品目）**
- ・ **核両用品および関連技術輸出管理リストに掲載される品目および技術（204 品目）**
- ・ 生物両用品ならびに関連設備および技術輸出管理リストに掲載される品目および技術（144 品目）
- ・ **規制化学品管理条例名簿に掲載される品目（74 品目）**
- ・ **関係化学品ならびに関連設備および技術輸出管理リストに掲載される品目（38 品目）**
- ・ ミサイルならびに関連品目および技術輸出管理リストに掲載される品目（186 品目）
- ・ 毒物製造転用可能化学品 1（54 品目）
- ・ 毒物製造転用可能化学品 2（17 品目）

- ・ 一部両用品目および技術（6 品目）
- ・ 特殊民用品目および技術（11 品目）
- ・ 商用暗号輸出管理リスト（11 品目）

## **(2) 管理対象品目**

両用品目を輸出する際は、「輸出管理法」および「両用品目および技術輸出入許可証管理弁法」の関連規定を遵守しなければなりません。「輸出管理法」によると、管理品目（規制対象品目）には、両用品目に関連する貨物、サービスおよび技術ならびに両用品目に関連する技術資料等のデータが含まれます。

## **(3) 輸出管理の対象となる主体**

- ・ 輸出事業者
- ・ 両用品目の輸出代行、貨物輸送、郵送、通関、第三者電子商取引（EC）プラットフォーム、金融等のサービスを提供する事業者（以下、「仲介業者」）
- ・ 輸入事業者およびエンドユーザー

「輸出管理法」第 44 条は、域外適用の効力について定めています。中国域外の組織および個人が中国の輸出管理に関連する法令に違反し、中国の国家安全および利益に危害をおよぼし、拡散防止等の国際的義務の履行を妨害した場合、法により法的責任を追及するとしています。しかし、現状どのように中国域外の主体の法的責任を追及するかについては、理論上、また取締り実務上のいずれにおいても明確に定められていません。

## **(4) 取締り対象となる行為**

- ・ 中国国内から域外への両用品目の移転
- ・ 中国公民、法人および非法人組織による域外の組織および個人への両用品目の提供
- ・ 両用品目の国境等の通過、中継輸送、トランジット輸送、再輸出または保税區、輸出加工区等の税関特殊監督管理地域および輸出監督管理倉庫、保税物流センター等の保税監督管理場所からの域外への輸出
- ・ 両用品目の代理、貨物輸送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォームおよび金融等のサービスの提供

## **(5) 管理方法**

### **(ア) 規制リスト**

中国では、両用品目の輸出について許可制度を実施しています。輸出事業者は、規制リスト（「両用品目目録」は規制リストに該当）、臨時規制リストに掲載された両用品目を輸出するにあたり、「両用品目および技術輸出入許可証」の交付を申請する必要があります。同許可証の交付は、商務部割当許可証事務局および商務部が事務・権限を移譲した省級商務主管機関によって行われます。なお、輸出する両用品目により、商務主管機関は国家国防科技工業局、工業情報化部等の機関と共同で審査を行います。「両用品目および技術輸

出入許可証」を取得した後、関連品目の通関手続において、税関に関連許可証を自発的に提出しなければなりません。

また、規制リストや臨時規制リストに掲載されていない場合でも、「輸出管理法」第12条第1～3項に定めるリスク（国家の安全および利益に危害をおよぼす恐れのあるもの、大量破壊兵器およびその運搬機器の設計、開発、生産または使用に用いることができる恐れのあるもの、テロ目的に用いられる恐れのあるもの）が存在する貨物、技術およびサービスを輸出するにあたっては、許可を得る必要があります。

### （イ） 規制名簿

「輸出管理法」第18条では、国の輸出管理担当機関（国務院、中央軍事委員会が輸出管理の職能を担う機関）は、エンドユーザーまたは最終用途の管理要求に違反するもの、国家の安全および利益に危害をおよぼす恐れのあるもの、または管理品目をテロ目的に用いた輸入事業者およびエンドユーザーについて、規制名簿を作成することができるものと定めています。輸出事業者は、法令規定に違反し、規制名簿に掲載された輸入事業者およびエンドユーザーと取引を行ってはならず、違反した場合には「輸出管理法」の第37条に定める罰則が適用されます。企業は関連リスクについて事前に判断するため、注文を受ける段階および関連品目を輸出・販売する段階における、顧客のリスクチェックおよび早期警戒体制を構築することが望ましいと思われます。必要に応じて、国の輸出管理担当機関に問い合わせを行い、許可証の交付を申請します。

### （6） 輸出管理の規定に違反した場合の法的責任

輸出管理に関連した規定に違反した場合、行政責任や刑事責任を負う可能性があります。

主体	違法行為	法的責任
輸出事業者	(1) 関連輸出経営資格を取得せずに輸出に従事すること (2) 許可を取得せず、両用品目をみだりに輸出する、許可された範囲を超えて両用品目を輸出する、輸出が禁止されている両用品目を輸出すること (3) 詐欺、賄賂等の不正な手段で許可を取得する、または許可証を違法に譲渡すること (4) 輸出許可証を偽造し、変造し、売買すること (5) 規定に則らず、規制名簿に掲載されている輸入事業者、ユーザーと取引をすること (6) 監督検査を拒絶し、阻害すること	<b>行政責任：</b> 警告、違法行為の差止め命令、営業停止・改善命令、違法所得の没収、過料、輸出経営資格の取消し、期限を定めた、または終身にわたる輸出経営活動の禁止、信用記録への掲載 <b>刑事責任：</b> 一般貨物・物品の密輸罪、国が輸出入を禁止している貨物・物品の密輸罪、違法経営罪、国家機関の公文書・証明書・印章の偽造・変造・売買罪等に該当する可能性がある
仲介業者	(1) 輸出許可証を偽造し、変造し、売買すること (2) 輸出事業者が違法行為に従事していることを知りながら仲介サービスを提供すること	
域外の組織および個人	輸出管理に関連する規定に違反し、中国の国家安全および利益に危害をおよぼし、拡散防止等の国際的義務の履行を妨害すること	

## 2. 「両用品目目録」の主な変更内容

今回の改正では「両用品目輸出目録」の次の 5 件のリストの内容について変更が加えられています。他の 6 件のリストには実質的な変更はありません。

リスト	変更内容
核輸出管理リストに掲載される品目および技術	主に、20 番の原子力用黒鉛材料、21 番の放射性燃料元素組成の殻除去装置および切断機、22 番の溶解装置の 3 品目の商品名および説明が変更された
核両用品および関連技術輸出管理リストに掲載される品目および技術	83 番のジルコニウムの HS コードが変更された。184～193 番の核爆発装置の材料 10 品目に HS コードが追加された。
規制化学品管理条例規制目録に掲載される品目	サキシトキシシン等の規制化学品の HS コードを細分化した。
関係化学品ならびに関連設備および技術輸出管理リスト	11 番の過塩素酸カリウムが追加された
特殊民用品目および技術	高压放水銃および関連製品が追加された（6 番～11 番の計 6 品目）

## 3. 終わりに

近年、米中貿易摩擦の激化を背景に、中国では両用品目の輸出管理を含む輸出規制に関する法整備が進んでいます。2020 年 10 月 17 日に「輸出管理法（第十三回全人代常務委員会第二十二次会议にて承認された）」が公布されました。また 2022 年 4 月 22 日には両用品目の輸出についてさらに詳細に定めた「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」<sup>1</sup>が発表され、パブリックコメントに付されました。また、「両用品目目録」は商務部より定期的に更新されることから、関連品目を取扱う企業は、こうした法令の制定・改廃の動向に注意を払う必要があります。

企業による輸出管理に関する法令遵守を促進するため、商務省は 2021 年 4 月 28 日に「両用品目輸出管理内部コンプライアンスガイドライン」を発表しています。両用品目の輸出に関連する社内制度を整備するうえで、大いに参考になると思われます。

北京市環球法律事務所

<sup>1</sup> 「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」の詳細は、「[両用品目輸出管理条例（意見募集稿）の概要](#)」を参照。このほか、「輸出管理法」および「両用品目輸出管理内部コンプライアンスガイドライン」の詳細についても、ジェトロの特集ページ「[新たな局面を迎える安全保障貿易管理](#)」の「[専門家による政策解説【中国】](#)」コーナーにおいて、解説記事を掲載している。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220072>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 中国北アジア課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp